

第1号議案

宇都宮都市計画区域区分の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成30年2月9日

栃木県都市計画審議会会長 築瀬 範彦

都計第368号

平成29年12月26日

栃木県都市計画審議会

会長 築瀬 範彦 様

栃木県知事 福田 富一

宇都宮都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

宇都宮都市計画区域区分の変更（栃木県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域と市街化調整区域との区分

「計画図表示のとおり」変更する。

2 人口フレーム

区分	年次	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		806.5 千人	783.0 千人
市街化区域内人口		596.0 千人	582.9 千人
配分する人口		—	581.8 千人
保留する人口		—	1.1 千人
（特定保留）		—	—
（一般保留）		—	1.1 千人

※旧上河内町を宇都宮都市計画区域へ編入し、旧石橋町を宇都宮都市計画区域から小山栃木都市計画区域へ再編したことに伴い、平成22年と平成32年では都市計画区域設定が異なる。

理由

宇都宮都市計画区域における人口の現状及び将来の見通しを勘案し、かつ壬生町六美町北部地区における計画的な市街地整備が確実となったことから、本案のとおり保留する人口フレームの範囲内で区域区分を変更するものである。